

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月22日

東広島市長 藏 田 義 雄



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

西条プラザ

(2) 所在地

東広島市西条西本町28番30号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

11,729平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

平成28年12月10日

5 変更する理由

閉店（解体）のため

6 届出年月日

平成29年3月10日